

令和8年門真市議会第1回臨時会



議 案 書

門 真 市



## 第1回臨時会付議事件目次

		ページ	
第1	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度門真市一般会計補正予算（第13号）について） ……	1
第2	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について） ……	43
第3	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（令和8年度門真市一般会計補正予算（第2号）について） ……	57
第4	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（門真市税条例等の一部を改正する条例について） ……	80
第5	承認第7号	専決処分の承認を求めることについて（旧門真市立北小学校解体工事請負契約の一部変更について） ……	109
第6	議案第33号	固定資産評価員の選任について ……	112



## 承認第3号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月19日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 記

令和7年度門真市一般会計補正予算（第13号）について

## 専決第3号

### 令和7年度門真市一般会計補正予算（第13号）について

令和7年度門真市一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

## 記

### 令和7年度門真市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度門真市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,074千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,772,718千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

**第2条** 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和8年3月31日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	24,616,715	73,291	24,690,006
	2 国庫補助金	9,152,211	73,291	9,225,502
16	財産収入	90,013	36,539	126,552
	1 財産運用収入	79,624	36,539	116,163
17	寄附金	2,022,001	△320,126	1,701,875
	1 寄附金	2,022,001	△320,126	1,701,875
18	繰入金	4,106,242	250,000	4,356,242
	1 基金繰入金	4,106,242	250,000	4,356,242
19	諸収入	591,275	2,370	593,645
	5 雑入	551,342	2,370	553,712
	歳入合計	90,730,644	42,074	90,772,718

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	9,288,280	△51,621	9,236,659
	1 総務管理費	7,768,579	△51,621	7,716,958
3	民生費	37,306,811	973	37,307,784
	1 社会福祉費	13,734,681	973	13,735,654
	2 児童福祉費	10,643,102	0	10,643,102
4	衛生費	3,911,847	528	3,912,375
	1 保健衛生費	1,440,189	528	1,440,717
6	商工費	1,085,422	43,302	1,128,724
	1 商工費	1,085,422	43,302	1,128,724
7	土木費	10,167,681	44,381	10,212,062
	2 道路橋りょう費	1,183,299	0	1,183,299
	3 河川費	239,186	0	239,186
	4 都市計画費	5,580,198	41,995	5,622,193
	5 住宅費	2,824,953	2,386	2,827,339
	7 災害救助費	128,478	0	128,478
9	教育費	21,147,783	7,911	21,155,694
	1 教育総務費	11,367,364	7,911	11,375,275
	2 小学校費	856,945	0	856,945
	6 保健体育費	1,001,704	0	1,001,704
12	予備費	57,383	△3,400	53,983
	1 予備費	57,383	△3,400	53,983
歳 出 合 計		90,730,644	42,074	90,772,718

第2表 繰越明許費  
追 加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	門真市公民連携デスク運営事業	1,500
2 総務費	1 総務管理費	E B P M 推進事業	9,336
2 総務費	1 総務管理費	職員確保・定着推進事業	17,887
2 総務費	1 総務管理費	シティプロモーション推進事業	11,550
2 総務費	1 総務管理費	門真市ふるさと大使推進事業	9,910
2 総務費	1 総務管理費	若者・女性が活躍できる地域の働き方等推進事業	1,012
2 総務費	1 総務管理費	若者つながり創出事業	14,287
2 総務費	1 総務管理費	文化芸術推進事業	11,307
6 商工費	1 商工費	工業振興対策事業	52
6 商工費	1 商工費	「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業	5,700
6 商工費	1 商工費	カドマイスター企業展示会合同出展事業	22,100
6 商工費	1 商工費	かどま女性活躍推進事業	2,501
6 商工費	1 商工費	門真市ものづくり企業若者人材確保支援事業	12,949
7 土木費	4 都市計画費	エリアリノベーション推進事業	27,007
9 教育費	1 教育総務費	学校適正配置推進事業	61,918







2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 2,262,769	千円 38,390	千円 2,301,159
4 商工費国庫補助金	11,345	21,646	32,991
5 土木費国庫補助金	3,819,419	13,255	3,832,674
計	9,152,211	73,291	9,225,502

1 6 款 財産収入

1 項 財産運用収入

2 利子及び配当金	17	36,539	36,556
計	79,624	36,539	116,163

節		金額	説明	千円
区分				
25	地域未来交付金	38,390	地域未来交付金（地域未来推進型）	
8	地域未来交付金	21,646	地域未来交付金（地域未来推進型）	
3	地域未来交付金	13,255	地域未来交付金（地域未来推進型）	

1	利子及び配当金	36,539	水洗便所改造資金貸付基金貸付利子	△14
			水洗便所改造資金貸付基金利子	101
			財政調整基金利子	987
			市営住宅建設基金利子	2,386
			減債基金利子	4,406
			森林環境基金利子	309
			職員退職手当基金利子	1,536
			都市整備基金利子	4,166
			福祉推進基金利子	653
			文化芸術振興基金利子	2,828
			環境保全基金利子	527
			教育振興基金利子	7,834
	まちづくり整備基金利子	10,820		

1 4 款 国庫支出金 1 6 款 財産収入

17款 寄附金

1項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般寄附金	千円 2,000,000	千円 △1,348,912	千円 651,088
2 総務費寄附金	10,000	83,754	93,754
3 民生費寄附金	1,627	255,568	257,195
4 教育費寄附金	10,374	518,121	528,495
5 土木費寄附金	0	107,269	107,269
6 衛生費寄附金	0	63,974	63,974
7 商工費寄附金	0	100	100
計	2,022,001	△320,126	1,701,875

18款 繰入金

1項 基金繰入金

10 財政調整基金繰入金	330,000	250,000	580,000
計	4,106,242	250,000	4,356,242

19款 諸収入

5項 雑入

2 雑入	550,696	2,370	553,066
------	---------	-------	---------

節		説	明
区 分	金 額		
1 一般寄附金	千円 △1,348,912	一般寄附金	千円 △1,348,912
1 総務費寄附金	83,754	総務費寄附金 企業版ふるさと納税寄附金	91,954 △8,200
1 民生費寄附金	255,568	民生費寄附金 企業版ふるさと納税寄附金	255,068 500
1 教育費寄附金	518,121	教育費寄附金 企業版ふるさと納税寄附金	517,621 500
1 土木費寄附金	107,269	土木費寄附金 企業版ふるさと納税寄附金	96,169 11,100
1 衛生費寄附金	63,974	衛生費寄附金 企業版ふるさと納税寄附金	63,070 904
1 商工費寄附金	100	企業版ふるさと納税寄附金	100

1 財政調整基金 繰入金	250,000	財政調整基金繰入金	250,000
-----------------	---------	-----------	---------

99 雑入	2,370	車両借上企業負担金 展示会出展企業負担金	120 2,250
-------	-------	-------------------------	--------------

17款 寄附金 18款 繰入金 19款 諸収入

19款 諸収入  
5項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
計	千円 551,342	千円 2,370	千円 553,712

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

19款 諸収入

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 5,660,074	千円 △72,996	千円 5,587,078	千円 32,737	千円	千円 1,800	千円 △107,533
				国庫支出金 32,737		寄附金 1,800	

節		説明	金額	
区分	金額			
2	給料	○市民公益活動と協働・共創の促進 門真市公民連携デスク運営事業 負担金補助及び交付金 交付金 門真市公民連携デスク地域課題解決支援実施事業交付金	千円 2,481	
3	職員手当等		1,614	
11	需用費		34	
12	役務費		△12,296	
13	委託料	○効率的・効果的な行政運営 E B P M推進事業 需用費 消耗品費 印刷製本費 役務費 通信運搬費 委託料 各種業務委託料（費用） E B P M推進事業支援業務委託料 職員確保・定着推進事業 委託料 各種業務委託料（費用） 職員確保推進事務委託料 ○シティプロモーションによる定住促進 ふるさと納税推進事業 役務費 通信運搬費 委託料 各種業務委託料（費用） ふるさと納税業務委託料 シティプロモーション推進事業 委託料	△66,341	
14	使用料及び賃借料		12	
19	負担金補助及び交付金		1,500	
				千円
				1,500
				1,500
				1,500
				9,336
				34
				11
				23
				128
				128
			9,174	
			9,174	
			9,174	
			17,887	
			17,887	
			17,887	
			17,887	
			△138,478	
			△13,424	
			△13,424	
			△125,054	
			△125,054	
			△125,054	
			11,550	
			11,550	

2 款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
11 公民協働費	19,767	0	19,767			19,762 寄附金 19,762	△19,762

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		各種業務委託料（費用） 11,550
		シティプロモーション推進業務委託料 11,550
		門真市ふるさと大使推進事業 9,910
		委託料 9,910
		各種業務委託料（費用） 9,910
		ふるさと大使活動業務委託料 9,910
		若者・女性が活躍できる地域の働き方等推進事業 1,012
		役務費 1,000
		手数料 1,000
		使用料及び賃借料 12
		使用料及び賃借料（物件費） 12
		会場借上料 12
		若者つながり創出事業 14,287
		給料 2,481
		一般職給 2,481
		一般職給 2,481
		職員手当等 1,614
		地域手当 323
		通勤手当 204
		期末手当 590
		勤勉手当 497
		委託料 10,192
		各種業務委託料（費用） 10,192
		若者つながり創出事業業務委託料 10,192

2 款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
13 文化芸術振興費	千円 174,085	千円 11,307	千円 185,392	千円 5,653 国庫支出金 5,653	千円 地方債	千円 70,551 寄附金 70,551	千円 △64,897
16 市民公益活動支援センター費	19,209	0	19,209			1,641 寄附金 1,641	△1,641
19 森林環境基金費	0	309	309			309 財産収入 309	
20 財政調整基金費	127,862	987	128,849			987 財産収入 987	
21 職員退職手当基金費	0	1,536	1,536			1,536 財産収入 1,536	

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委託料	千円 10,117	○暮らしに息づく文化芸術の推進	千円
14 使用料及び賃借料	1,190	文化芸術推進事業	11,307
		委託料	10,117
		各種業務委託料（費用）	10,117
		音楽サロン事業委託料	140
		オーケストラ演奏業務委託料	3,977
		コンサート開催プロモート業務委託料	6,000
		使用料及び賃借料	1,190
		使用料及び賃借料（物件費）	1,190
		会場借上料	240
		自動車借上料	950
25 積立金	309	○施策評価対象外事業	
		森林環境基金積立事業	309
		積立金	309
		特定目的基金（固定資産）	309
		基金積立金	309
25 積立金	987	○施策評価対象外事業	
		財政調整基金積立事業	987
		積立金	987
		財政調整基金（流動資産）	987
		基金積立金	987
25 積立金	1,536	○施策評価対象外事業	
		職員退職手当基金積立事業	1,536
		積立金	1,536

2 款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22 文化芸術振興基金費	0	2,829	2,829			2,828	1
						財産収入 2,828	
50 減債基金費	106,621	4,407	111,028			4,406	1
						財産収入 4,406	
計	7,768,579	△51,621	7,716,958	38,390	0	103,820	△193,831

3款 民生費

1項 社会福祉費

9 福祉推進基金費	1,627	973	2,600			972	1
						財産収入 653	
						寄附金 319	
計	13,734,681	973	13,735,654	0	0	972	1

節		説明	千円
区分	金額		
	千円	特定目的基金（固定資産） 基金積立金	千円 1,536 1,536
25 積立金	2,829	○施策評価対象外事業 文化芸術振興基金積立事業 積立金 特定目的基金（固定資産） 基金積立金	2,829 2,829 2,829 2,829
25 積立金	4,407	○施策評価対象外事業 減債基金積立事業 積立金 減債基金（流動資産） 基金積立金	4,407 4,407 4,407 4,407

25 積立金	973	○施策評価対象外事業 福祉推進基金積立事業 積立金 特定目的基金（固定資産） 基金積立金	973 973 973 973
--------	-----	--	--------------------------

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費  
2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 1,143,197	千円 0	千円 1,143,197	千円	千円	千円 100 寄附金 100	千円 △100
2 児童措置費	7,818,185	0	7,818,185			400 寄附金 400	△400
5 こども医療助成費	397,828	0	397,828			254,749 寄附金 254,749	△254,749
計	10,643,102	0	10,643,102	0	0	255,249	△255,249

4款 衛生費  
1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	575,072	0	575,072			62,094 寄附金 62,094	△62,094
2 予防費	554,695	0	554,695			976 寄附金 976	△976
4 環境美化保全費	36,737	0	36,737			804 寄附金 804	△804
6 診療所費	83,926	0	83,926			100 寄附金 100	△100

節		説明
区分	金額	
	千円	千円


3款 民生費 4款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
8 環境保全基金費	千円 0	千円 528	千円 528	千円	千円	千円 527 財産収入 527	千円 1
計	1,440,189	528	1,440,717	0	0	64,501	△63,973

6款 商工費

1項 商工費

2 商工振興費	940,303	43,302	983,605	21,646		2,470	19,186
				国庫支出金		寄附金	
				21,646		100	
						諸収入	
						2,370	

節		説明	千円
区分	金額		
25	積立金	○施策評価対象外事業	
		環境保全基金積立事業	528
		積立金	528
		特定目的基金（固定資産）	528
		基金積立金	528

1	報酬	○地域産業の強化と発展	51
9	旅費	工業振興対策事業	7
		報酬	51
12	役務費	ものづくり産業振興懇話会委員	1
		役務費	1
13	委託料	通信運搬費	28,121
			1
14	使用料及び賃借料	「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業	9,422
			5,700
19	負担金補助及び交付金	負担金補助及び交付金	5,700
		補助金	5,700
		ものづくり企業魅力向上事業補助金	5,700
		カドマイスター企業展示会合同出展事業	22,100
		旅費	7
		職員普通旅費	7
		委託料	13,733
		各種業務委託料（費用）	13,733
		カドマイスター企業展示会出展業務委託料	13,733
		使用料及び賃借料	8,360
		使用料及び賃借料（物件費）	8,360

4 款 衛生費 6 款 商工費

6款 商工費

1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,085,422	43,302	1,128,724	21,646	0	2,470	19,186

7款 土木費

2項 道路橋りょう費

1 道路橋りょう総務費	62,944	0	62,944			17,490 寄附金 17,490	△17,490
2 交通政策費	227,514	0	227,514			8,374 寄附金 8,374	△8,374
3 道路維持費	133,818	0	133,818			6,627 寄附金 6,627	△6,627
計	1,183,299	0	1,183,299	0	0	32,491	△32,491

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		展示会場借上料 8,360
		○就労支援と雇用促進
		かどま女性活躍推進事業 2,501
		委託料 2,501
		各種業務委託料（費用） 2,501
		かどま女性活躍推進業務委託料 2,501
		門真市ものづくり企業若者人材確保支援事業 12,949
		委託料 11,887
		各種業務委託料（費用） 11,887
		ものづくり企業人材確保支援業務委託料 11,887
		使用料及び賃借料 1,062
		使用料及び賃借料（物件費） 1,062
		自動車借上料 1,062


6 款 商工費 7 款 土木費

7款 土木費  
3項 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 河川総務費	千円 239,186	千円 0	千円 239,186	千円	千円	千円 55,289 寄附金 55,289	千円 △55,289
計	239,186	0	239,186	0	0	55,289	△55,289

7款 土木費  
4項 都市計画費

1 都市計画総務費	1,090,997	27,007	1,118,004	13,255 国庫支出金 13,255			13,752
5 公園費	265,906	0	265,906			17,536 寄附金 17,536	△17,536
6 緑化推進費	29,172	0	29,172			1,853 寄附金 1,853	△1,853
10 まちづくり整備基金費	0	10,821	10,821			10,820 財産収入 10,820	1
11 都市整備基金費	0	4,167	4,167			4,166 財産収入 4,166	1

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

13 委託料	27,007	○まちな顔づくり エリアリノベーション推進事業 委託料 各種業務委託料（費用） 門真市駅周辺ウォークアブル推進事業委託料	27,007 27,007 27,007 27,007
25 積立金	10,821	○施策評価対象外事業 まちづくり整備基金積立事業 積立金 特定目的基金（固定資産） 基金積立金	10,821 10,821 10,821 10,821
25 積立金	4,167	○施策評価対象外事業 都市整備基金積立事業 積立金	4,167 4,167

7 款 土木費

## 7 款 土木費

## 4 項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	5,580,198	41,995	5,622,193	13,255	0	34,375	△5,635

## 7 款 土木費

## 5 項 住宅費

3 市営住宅建設基金費	0	2,386	2,386			2,386	
						財産収入	
						2,386	
計	2,824,953	2,386	2,827,339	0	0	2,386	0

## 7 款 土木費

## 7 項 災害救助費

1 災害救助費	128,478	0	128,478			100	△100
						寄附金	
						100	
計	128,478	0	128,478	0	0	100	△100

## 9 款 教育費

## 1 項 教育総務費

2 事務局費	10,837,790	77	10,837,867			500	△423
						寄附金	
						500	

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		特定目的基金（固定資産） 基金積立金
		4,167 4,167

25 積立金	2,386	○施策評価対象外事業	
		市営住宅建設基金積立事業	2,386
		積立金	2,386
		特定目的基金（固定資産）	2,386
		基金積立金	2,386


23 償還金利子及び割引料	77	○学校施設と教育環境の充実	
		G I G Aスクール構想推進事業	77
		償還金利子及び割引料	77
		過年度過誤納還付	77

7 款 土木費 9 款 教育費

9款 教育費

1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育振興費	509,389	0	509,389			22,814 寄附金 22,814	△22,814
6 教育振興基金費	0	7,834	7,834			7,834 財産収入 7,834	
計	11,367,364	7,911	11,375,275	0	0	31,148	△23,237

9款 教育費

2項 小学校費

1 学校管理費	856,945	0	856,945			99,505 寄附金 99,505	△99,505
計	856,945	0	856,945	0	0	99,505	△99,505

9款 教育費

6項 保健体育費

1 保健体育総務費	864,540	0	864,540			395,302 寄附金 395,302	△395,302
計	1,001,704	0	1,001,704	0	0	395,302	△395,302

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円 令和2年度G I G Aネットワーク整備費補助金国庫補助金返還金 77
25 積立金	7,834	○施策評価対象外事業 教育振興基金積立事業 7,834 積立金 7,834 特定目的基金（固定資産） 7,834 基金積立金 7,834



9款 教育費

12款 予備費

1項 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 57,383	千円 △3,400	千円 53,983	千円	千円	千円	千円 △3,400
計	57,383	△3,400	53,983	0	0	0	△3,400

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

1 2 款 予備費

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給		与				計	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考  〔その他の手当の内容〕	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 当 手 (千円)					
補 正 後	長 等	4	—	32,610	20,556 (4.40月)	4,566	—	8,568	66,300	10,051	76,351	退職手当
	議 員	20	144,342	—	70,547 (4.40月)	—	—	—	214,889	38,351	253,240	
	そ の 他 の 特 別 職	1,699	116,521	—	—	—	—	—	116,521	—	116,521	
	計	1,723	260,863	32,610	91,103 (4.40月)	4,566	—	8,568	397,710	48,402	446,112	
補 正 前	長 等	4	—	32,610	20,556 (4.40月)	4,566	—	8,568	66,300	10,051	76,351	退職手当
	議 員	20	144,342	—	70,547 (4.40月)	—	—	—	214,889	38,351	253,240	
	そ の 他 の 特 別 職	1,696	116,470	—	—	—	—	—	116,470	—	116,470	
	計	1,720	260,812	32,610	91,103 (4.40月)	4,566	—	8,568	397,659	48,402	446,061	
比 較	長 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	そ の 他 の 特 別 職	3	51	—	—	—	—	—	51	—	51	
	計	3	51	—	—	—	—	—	51	—	51	

2. 一般職  
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(287) 803	535,704	3,112,094	2,758,406	6,406,204	1,395,246	7,801,450	
補 正 前	(287) 802	535,704	3,109,613	2,756,792	6,402,109	1,395,246	7,797,355	
比 較	(-) 1	-	2,481	1,614	4,095	-	4,095	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
		補 正 後	90,798	456,320	240,454	80,439	111,364	849,370
	補 正 前	90,798	455,997	240,454	80,235	111,364	848,780	703,736
	比 較	-	323	-	204	-	590	497
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	61,123	157,943	-	734	5,628	-	
	補 正 前	61,123	157,943	-	734	5,628	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	-

ア 会計年度任用職員以外の職員 ( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 735	2,927,252	2,464,957	5,392,209	1,255,722	6,647,931	
補 正 前	(3) 735	2,927,252	2,464,957	5,392,209	1,255,722	6,647,931	
比 較	(-) -	-	-	-	-	-	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
		補 正 後	90,798	431,453	239,671	75,350	111,364	714,109
	補 正 前	90,798	431,453	239,671	75,350	111,364	714,109	586,798
	比 較	-	-	-	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	61,123	147,943	-	720	5,628	-	
	補 正 前	61,123	147,943	-	720	5,628	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	-

イ 会計年度任用職員 ( ) 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員(外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(284) 68	535,704	184,842	293,449	1,013,995	139,524	1,153,519	
補 正 前	(284) 67	535,704	182,361	291,835	1,009,900	139,524	1,149,424	
比 較	(-) 1	-	2,481	1,614	4,095	-	4,095	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
		補 正 後	-	24,867	783	5,089	-	135,261
	補 正 前	-	24,544	783	4,885	-	134,671	116,938
	比 較	-	323	-	204	-	590	497
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	-	10,000	-	14	-	-	
	補 正 前	-	10,000	-	14	-	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分	-	
		その他の増減分	-	
給 料	2,481	給与改定に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	2,481	
職 員 手 当	1,614	制度改正に伴う増減分	-	
		その他の増減分	1,614	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	-	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
給 料	2,481	給与改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	2,481		
職員手当	1,614	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	1,614	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	

# 繰越明許費説明書

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 一般管理費		千円 65,482	事業完了に日数を要するため
	2 給料	2,481	
	3 職員手当等	1,614	
	11 需用費	34	
	12 役務費	1,128	
	13 委託料	58,713	
	14 使用料及び賃借料	12	
	19 負担金補助及び交付金	1,500	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	節	金額	繰り越すべき理由
13 文化芸術振興費		千円 11,307	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	10,117	
	14 使用料及び賃借料	1,190	

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	節	金額	繰り越すべき理由
2 商工振興費		千円 43,302	事業完了に日数を要するため
	1 報酬	51	
	9 旅費	7	
	12 役務費	1	
	13 委託料	28,121	
	14 使用料及び賃借料	9,422	
	19 負担金補助及び交付金	5,700	

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 都市計画総務費		千円 27,007	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	27,007	

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	節	金額	繰り越すべき理由
2 事務局費		千円 61,918	事業完了に日数を要するため
	15 工事請負費	61,918	

## 承認第4号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月19日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 記

令和7年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

## 専決第 4 号

令和 7 年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)  
について

令和 7 年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

## 記

### 令和7年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

令和7年度門真市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ588千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,238,641千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	財産収入	45	588	633
	1 財産運用収入	45	588	633
	歳入合計	14,238,053	588	14,238,641

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	予備費	73,067	△5	73,062
	1 予備費	73,067	△5	73,062
8	基金積立金	76,708	593	77,301
	1 基金積立金	76,708	593	77,301
	歳 出 合 計	14,238,053	588	14,238,641

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 財産収入	45	588	633
歳入合計	14,238,053	588	14,238,641





補正額の財源内訳			
特 国府支出金	定 地方債	財 その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
		593	△5
0	0	593	△5

## 2 歳 入

### 4 款 財産収入

#### 1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子及び配当金	千円 45	千円 588	千円 633
計	45	588	633

節		説	明
区 分	金 額		
1 利子及び配当 金	千円		千円
	588	出産費資金貸付基金利子	35
		国民健康保険財政調整基金利子	553

国民健康保険事業特別会計

### 3 歳 出

#### 7 款 予備費

##### 1 項 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 73,067	千円 △5	千円 73,062	千円	千円	千円	千円 △5
計	73,067	△5	73,062	0	0	0	△5

#### 8 款 基金積立金

##### 1 項 基金積立金

1 国民健康保 険財政調整 基金積立金	76,708	593	77,301			593	
						財産収入 593	
計	76,708	593	77,301	0	0	593	0

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

25 積立金	593	○施策評価対象外事業	
		国民健康保険財政調整基金積立事業	593
		積立金	593
		財政調整基金（流動資産）	593
		基金積立金	593

国民健康保険事業特別会計



## 承認第5号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月19日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 記

令和8年度門真市一般会計補正予算（第2号）について

## 専決第5号

### 令和8年度門真市一般会計補正予算（第2号）について

令和8年度門真市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

## 記

### 令和8年度門真市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度門真市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条** 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ144,454千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,638,493千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	24,182,600	△72,084	24,110,516
	2 国庫補助金	8,191,994	△72,084	8,119,910
18	繰入金	2,228,176	△70,000	2,158,176
	2 基金繰入金	2,190,282	△70,000	2,120,282
19	諸収入	2,101,913	△2,370	2,099,543
	5 雑入	2,053,079	△2,370	2,050,709
	歳入合計	85,782,947	△144,454	85,638,493

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	8,478,424	△76,789	8,401,635
	1 総務管理費	7,270,301	△76,789	7,193,512
6	商工費	232,351	△43,302	189,049
	1 商工費	232,351	△43,302	189,049
7	土木費	16,966,202	△27,007	16,939,195
	4 都市計画費	13,561,252	△27,007	13,534,245
12	予備費	48,867	2,644	51,511
	1 予備費	48,867	2,644	51,511
	歳 出 合 計	85,782,947	△144,454	85,638,493









2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 268,293	千円 △38,390	千円 229,903
4 商工費国庫補助金	20,439	△20,439	0
5 土木費国庫補助金	6,774,634	△13,255	6,761,379
計	8,191,994	△72,084	8,119,910

1 8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

9 財政調整基金繰入金	170,000	△70,000	100,000
計	2,190,282	△70,000	2,120,282

1 9 款 諸収入

5 項 雑入

2 雑入	2,052,433	△2,370	2,050,063
計	2,053,079	△2,370	2,050,709

節		金額	説明	千円
区分				
25	地域未来交付金	△38,390	地域未来交付金	
8	地域未来交付金	△20,439	地域未来交付金	
3	地域未来交付金	△13,255	地域未来交付金	

1	財政調整基金繰入金	△70,000	財政調整基金繰入金	

99	雑入	△2,370	車両借上企業負担金 展示会出展企業負担金	△120 △2,250

1 4 款 国庫支出金 1 8 款 繰入金 1 9 款 諸収入

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 5,627,162	千円 △65,482	千円 5,561,680	千円 △32,737 国庫支出金 △32,737	千円	千円	千円 △32,745

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	千円 △2,481	○市民公益活動と協働・共創の促進 千円
3 職員手当等	△1,614	門真市公民連携デスク運営事業 △1,500
11 需用費	△34	負担金補助及び交付金 △1,500
12 役務費	△1,128	交付金 △1,500
13 委託料	△58,713	門真市公民連携デスク地域課題解決支援実施事業交付金 △1,500
14 使用料及び賃借料	△12	○効率的・効果的な行政運営
19 負担金補助及び交付金	△1,500	E B P M推進事業 △9,336
		需用費 △34
		消耗品費 △11
		印刷製本費 △23
		役務費 △128
		通信運搬費 △128
		委託料 △9,174
		各種業務委託料（費用） △9,174
		E B P M推進事業支援業務委託料 △9,174
		職員確保・定着推進事業 △17,887
		委託料 △17,887
		各種業務委託料（費用） △17,887
		職員確保推進事務委託料 △17,887
		○シティプロモーションによる定住促進
		シティプロモーション推進事業 △11,550
		委託料 △11,550
		各種業務委託料（費用） △11,550
		シティプロモーション推進業務委託料 △11,550
		門真市ふるさと大使推進事業 △9,910
		委託料 △9,910
		各種業務委託料（費用） △9,910
		ふるさと大使活動業務委託料 △9,910

2 款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
13 文化芸術振興費	229,302	△11,307	217,995	△5,653 国庫支出金 △5,653			△5,654

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		千円
		若者・女性が活躍できる地域の働き方等推進事業	△1,012
		役務費	△1,000
		手数料	△1,000
		使用料及び賃借料	△12
		使用料及び賃借料（物件費）	△12
		会場借上料	△12
		若者つながり創出事業	△14,287
		給料	△2,481
		一般職給	△2,481
		一般職給	△2,481
		職員手当等	△1,614
		地域手当	△323
		通勤手当	△204
		期末手当	△590
		勤勉手当	△497
		委託料	△10,192
		各種業務委託料（費用）	△10,192
		若者つながり創出事業業務委託料	△10,192
13	委託料	○暮らしに息づく文化芸術の推進	
	△10,117	文化芸術推進事業	△11,307
14	使用料及び賃借料	委託料	△10,117
	△1,190	各種業務委託料（費用）	△10,117
		音楽サロン事業委託料	△140
		オーケストラ演奏業務委託料	△3,977
		コンサート開催プロモート業務委託料	△6,000
		使用料及び賃借料	△1,190
		使用料及び賃借料（物件費）	△1,190
		会場借上料	△240
		自動車借上料	△950

2 款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
計	千円 7,270,301	千円 △76,789	千円 7,193,512	千円 △38,390	千円 0	千円 0	千円 △38,399

6 款 商工費

1 項 商工費

2 商工振興費	84,872	△43,302	41,570	△20,439		△2,370	△20,493
				国庫支出金		諸収入	
				△20,439		△2,370	

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

1 報酬	△51	○地域産業の強化と発展	
		工業振興対策事業	△52
9 旅費	△7	報酬	△51
12 役務費	△1	ものづくり産業振興懇話会委員	△51
		役務費	△1
13 委託料	△28,121	通信運搬費	△1
14 使用料及び賃借料	△9,422	「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業	
			△5,700
19 負担金補助及び交付金	△5,700	負担金補助及び交付金	△5,700
		補助金	△5,700
		ものづくり企業魅力向上事業補助金	△5,700
		カドマイスター企業展示会合同出展事業	△22,100
		旅費	△7
		職員普通旅費	△7
		委託料	△13,733
		各種業務委託料（費用）	△13,733
		カドマイスター企業展示会出展業務委託料	△13,733
		使用料及び賃借料	△8,360
		使用料及び賃借料（物件費）	△8,360
		展示会場借上料	△8,360
		○就労支援と雇用促進	
		かどま女性活躍推進事業	△2,501
		委託料	△2,501
		各種業務委託料（費用）	△2,501
		かどま女性活躍推進業務委託料	△2,501

2 款 総務費 6 款 商工費

6款 商工費

1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	232,351	△43,302	189,049	△20,439	0	△2,370	△20,493

7款 土木費

4項 都市計画費

1 都市計画総務費	4,901,353	△27,007	4,874,346	△13,255 国庫支出金 △13,255			△13,752
計	13,561,252	△27,007	13,534,245	△13,255	0	0	△13,752

12款 予備費

1項 予備費

1 予備費	48,867	2,644	51,511				2,644
計	48,867	2,644	51,511	0	0	0	2,644

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		門真市ものづくり企業若者人材確保支援事業 <span style="float: right;">△12,949</span>
		委託料 <span style="float: right;">△11,887</span>
		各種業務委託料（費用） <span style="float: right;">△11,887</span>
		ものづくり企業人材確保支援業務委託料 <span style="float: right;">△11,887</span>
		使用料及び賃借料 <span style="float: right;">△1,062</span>
		使用料及び賃借料（物件費） <span style="float: right;">△1,062</span>
		自動車借上料 <span style="float: right;">△1,062</span>

13 委託料	△27,007	○まちなみ顔づくり
		エリアリノベーション推進事業 <span style="float: right;">△27,007</span>
		委託料 <span style="float: right;">△27,007</span>
		各種業務委託料（費用） <span style="float: right;">△27,007</span>
		門真市駅周辺ウォークアブル推進事業委託料 <span style="float: right;">△27,007</span>


6 款 商工費      7 款 土木費      1 2 款 予備費

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給		与				計	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考 (その他の手当の内容)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)					
補 正 後	長 等	4	—	32,610	20,346 (4.40月)	4,240	—	—	57,196	10,051	67,247	
	議 員	20	144,342	—	70,547 (4.40月)	—	—	—	214,889	35,377	250,266	
	その他の 特別職	695	49,131	—	—	—	—	—	49,131	—	49,131	
	計	719	193,473	32,610	90,893 (4.40月)	4,240	—	—	321,216	45,428	366,644	
補 正 前	長 等	4	—	32,610	20,346 (4.40月)	4,240	—	—	57,196	10,051	67,247	
	議 員	20	144,342	—	70,547 (4.40月)	—	—	—	214,889	35,377	250,266	
	その他の 特別職	698	49,182	—	—	—	—	—	49,182	—	49,182	
	計	722	193,524	32,610	90,893 (4.40月)	4,240	—	—	321,267	45,428	366,695	
比 較	長 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の 特別職	△3	△51	—	—	—	—	—	△51	—	△51	
	計	△3	△51	—	—	—	—	—	△51	—	△51	

2. 一般職  
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(296) 815	541,853	3,118,775	2,985,240	6,645,868	1,288,312	7,934,180	
補 正 前	(296) 816	541,853	3,121,256	2,986,854	6,649,963	1,288,312	7,938,275	
比 較	(-) Δ1	-	Δ2,481	Δ1,614	Δ4,095	-	Δ4,095	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	本 年 度	93,420	425,707	206,937	90,393	110,736	885,946	749,336
	前 年 度	93,420	426,030	206,937	90,597	110,736	886,536	749,833
	比 較	-	Δ323	-	Δ204	-	Δ590	Δ497
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	本 年 度	65,028	355,833	-	734	1,170	-	
	前 年 度	65,028	355,833	-	734	1,170	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

ア 会計年度任用職員以外の職員 ( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 739	2,931,611	2,686,224	5,617,835	1,142,933	6,760,768	
補 正 前	(3) 739	2,931,611	2,686,224	5,617,835	1,142,933	6,760,768	
比 較	(-) -	-	-	-	-	-	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	93,420	400,725	205,956	85,638	110,736	746,279	627,038
	補 正 前	93,420	400,725	205,956	85,638	110,736	746,279	627,038
	比 較	-	-	-	-	-	-	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	65,028	349,514	-	720	1,170	-	
	補 正 前	65,028	349,514	-	720	1,170	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

イ 会計年度任用職員 ( ) 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員(外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(293) 76	541,853	187,164	299,016	1,028,033	145,379	1,173,412	
補 正 前	(293) 77	541,853	189,645	300,630	1,032,128	145,379	1,177,507	
比 較	(-) Δ1	-	Δ2,481	Δ1,614	Δ4,095	-	Δ4,095	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 員 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	-	24,982	981	4,755	-	139,667	122,298
	補 正 前	-	25,305	981	4,959	-	140,257	122,795
	比 較	-	Δ323	-	Δ204	-	Δ590	Δ497
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	-	6,319	-	14	-	-	
	補 正 前	-	6,319	-	14	-	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
給 料	Δ2,481	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	Δ2,481		
職 員 手 当	Δ1,614	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	Δ1,614	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	-	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
給 料	△2,481	給与改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	△2,481		
職員手当	△1,614	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	△1,614	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	

## 承認第6号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月19日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 記

門真市税条例等の一部を改正する条例について

## 専決第6号

### 門真市税条例等の一部を改正する条例について

門真市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日 専決

門真市長 宮本 一孝

## 門真市税条例等の一部を改正する条例

(門真市税条例の一部改正)

**第1条** 門真市税条例（平成14年門真市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p><b>第9条</b> 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p><b>第9条</b> 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p><b>第10条</b> 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第38条、第39条若しくは第42条（第54条において準用する場合を含む。第1号において同じ。）、第43条の4第1項（第43条の5第3項において準用する場合を含む。第1号において同じ。）、第44条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条、第75条、第90条第2項、第103条第1項若しくは第2項、第107条第2項、第116条第1項、第124条の6第3項又は第128条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p><b>第10条</b> 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第38条、第39条若しくは第42条（第54条において準用する場合を含む。第1号において同じ。）、第43条の4第1項（第43条の5第3項において準用する場合を含む。第1号において同じ。）、第44条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条、第75条、<u>第87条の6第1項</u>、第90条第2項、第103条第1項若しくは第2項、第107条第2項、第116条第1項、第124条の6第3項又は第128条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じ</p>

改正後	改正前
<p>する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第103条第1項若しくは第2項の申告書又は第116条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第103条第1項若しくは第2項の申告書又は第116条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p>	<p>て計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第87条の6第1項の申告書、第103条第1項若しくは第2項の申告書又は第116条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第87条の6第1項の申告書、第103条第1項若しくは第2項の申告書又は第116条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p>
<p><b>第86条</b> 軽自動車税は、<u>軽自動車等</u>に対し、<u>その所有者</u>に課する。</p> <p><u>2</u> 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。</u>ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでない。</u></p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p>	<p><b>第86条</b> 軽自動車税は、<u>三輪以上の軽自動車</u>に対し、<u>当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下この節において「軽自動車等」という。）</u>に対し、<u>当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p><u>3</u> 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。</u>ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>これを課さない。</u></p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p>
<p><b>第87条</b> 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみ</p>	<p><b>第87条</b> 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収について</u></p>

改正後	改正前
<p>なして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>は、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>（環境性能割の課税標準）</p> <p><b>第87条の3</b> 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</p> <p>（環境性能割の税率）</p> <p><b>第87条の4</b> 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p>

改正後	改正前
	<p>(1) <u>法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けるもの <u>100分の1</u></p> <p>(2) <u>法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けるもの <u>100分の2</u></p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの</u> <u>100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><b>第87条の5</b> <u>環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><b>第87条の6</b> <u>環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)</u>は、<u>法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><b>第87条の7</b> <u>環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p>

改正後	改正前
	<p><b>第87条の8</b> 市長は、<u>公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第95条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p>
<p>(<u>軽自動車税</u>の課税免除)</p> <p><b>第88条</b> 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p>	<p>(<u>種別割</u>の課税免除)</p> <p><b>第88条</b> 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p>
<p>(<u>軽自動車税</u>の税率)</p> <p><b>第89条</b> 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略</p>	<p>(<u>種別割</u>の税率)</p> <p><b>第89条</b> 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略</p>
<p>(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期)</p> <p><b>第90条</b> <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。 3 略</p>	<p>(<u>種別割</u>の賦課期日及び納期)</p> <p><b>第90条</b> <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。 3 略</p>
<p>(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p><b>第91条</b> <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p>	<p>(<u>種別割</u>の徴収の方法)</p> <p><b>第91条</b> <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p> <p><b>第92条</b> <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証する書類</p>	<p>(<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p> <p><b>第92条</b> <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証する書類</p>

改正後	改正前
<p>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4</u>様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5</u>様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4</u>様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第34号</u>様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4の2</u>様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5</u>様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4の2</u>様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第34号</u>様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p>
<p>(<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p><b>第93条</b> 略</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の減免)</p>	<p>(<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p><b>第93条</b> 略</p> <p>(<u>種別割</u>の減免)</p>
<p><b>第94条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものについては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しな</p>	<p><b>第94条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものについては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しな</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p><b>第95条</b> 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものについては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項及び第4項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項及び第4項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項及び第4項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項及び第5項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項及び第5項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項及び第5項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければなら</p>	<p>ばならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p><b>第95条</b> 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものについては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項及び第4項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項及び第4項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項及び第4項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項及び第4項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項 _____において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項_____において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければなら</p>

改正後	改正前
<p>らない。 (1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をし、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 市長は、その前年度において第1項（第2号を除く。）の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者については、賦課期日において当該<u>軽自動車税</u>の減免に係る軽自動車等の所有者及び減免の事由に異動がないと認める場合に限り、納期限までに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証又は特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードの提示並びに第2項の規定による申請書及びその添付書類の提出があったものとみなして、第1項の規定を適用することができる。</p> <p>6 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p>	<p>ない。 (1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をし、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 市長は、その前年度において第1項（第2号を除く。）の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者については、賦課期日において当該<u>種別割</u>の減免に係る軽自動車等の所有者及び減免の事由に異動がないと認める場合に限り、納期限までに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証</p>
<p>第96条</p> <p>1 略</p> <p>2 法第445条第1項、<u>第86条第2項ただし書</u>又は第87条の2の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。</p>	<p>の提示並びに第2項の規定による申請書及びその添付書類の提出があったものとみなして、第1項の規定を適用することができる。</p> <p>6 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p> <p>第96条</p> <p>1 略</p> <p>2 法第445条第1項、<u>第86条第3項ただし書</u>又は第87条の2の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>い。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条第1項、<u>第86条第2項ただし書</u>又は第87条の2の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p>	<p><u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条第1項、<u>第86条第3項ただし書</u>又は第87条の2の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p>
<p>3～6 略</p>	<p>3～6 略</p>
<p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>
<p>8～9 略</p>	<p>8～9 略</p>
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p><u>第8条の3</u> 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第24条及び第24条の2第1項の規定の適用については、第24条中「前2条」とあるのは</p>

改正後	改正前
	<p>「前2条並びに附則第8条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条の3第1項」とする。</p> <p>3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</p>
<p>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p><b>第8条の3</b> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第24条及び第24条の2第1項の規定の適用については、第24条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第8条の3第1項」と、第24条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条の3第1項」とする。</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民</p>	<p><b>第8条の3の2</b> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第24条及び第24条の2第1項の規定の適用については、第24条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第8条の3の2第1項」と、第24条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条の3の2第1項」とする。</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民</p>

改正後	改正前
<p>税の課税の特例)</p> <p><b>第8条の9</b></p> <p>1 略</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第27条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第21条まで、第23条から第24条まで、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>税の課税の特例)</p> <p><b>第8条の9</b></p> <p>1 略</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第27条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第21条まで、第23条から第24条まで、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項、<u>附則第8条の3の2第1項</u>及び附則第8条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p><b>第10条の2</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 <u>法附則第15条第13項</u>に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第13項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第20項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第21項第1号</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第21項第2号</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第21項第3号</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第22項第1号</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第22項第2号</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第24項第1号イ</u>に規定する</p>	<p><b>第10条の2</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 <u>法附則第15条第14項</u>に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第14項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第21項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第22項第1号</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第22項第2号</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第22項第3号</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第23項第1号</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第23項第2号</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する</p>

改正後	改正前
設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。	14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。
15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
	18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
	19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
	20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
18 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	21 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
19 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	22 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
20 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	23 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
21 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	24 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
22 法附則第15条第39項に規定する条例で定	25 法附則第15条第40項に規定する条例で定

改正後	改正前
める割合は、3分の1とする。	める割合は、3分の1とする。
23 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	26 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
24 略	27 略
25 略	28 略
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
<b>第11条</b>	<b>第11条</b>
1～6 略	1～6 略
7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に政令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に政令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略

改正後	改正前
<p>(4) 政令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに政令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p>	<p>(4) 政令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに政令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p>
<p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び政令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>	<p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び政令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>
<p>11 略</p>	<p>11 略</p>
<p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び政令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>	<p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び政令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>
<p>13～14 略</p>	<p>13～14 略</p>
<p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合</p>	<p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合</p>

改正後	改正前
<p>家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>16 略</p> <p>(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p><b>第11条の2</b> 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第60条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が政令附則第12条の3第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p>	<p>家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>16 略</p> <p>(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p><b>第11条の2</b> 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第60条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が政令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p>

改正後	改正前
<p>(2)～(4) 略 2～4 略</p>	<p>(2)～(4) 略 2～4 略</p>
<p>(都市計画税の課税標準の特例に係る読替規定)</p>	<p>(都市計画税の課税標準の特例に係る読替規定)</p>
<p><b>第36条</b> 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第125条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p><b>第36条</b> 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第125条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p>	<p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>
<p><b>第36条の2</b> 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定</u>（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p><b>第36条の2</b> 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の<u>法第444条第3項に規定する車両番号の指定</u>（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車 が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車 が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の<u>同項</u>に規定するガソリン軽自</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の<u>法第446条第1項第3号</u>に規</p>

改正後	改正前
<p>動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(4)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(4)A中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>	<p>定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(4)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(4)A中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p>	<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>
<p><b>第36条の2の2</b> 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が発行された前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p><b>第36条の2の2</b> 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が発行された前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>
<p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第90条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第92条及び第93条の規定を除く。）を適用する。</p>	<p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第90条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第92条及び第93条の規定を除</p>

改正後	改正前
<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><b>第36条の3</b> <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p>2 <u>大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車<sup>が</sup>法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p>3 <u>大阪府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第36条の5の規定により読み替えられた第87条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるもので</u></p>

改正後	改正前
	<p>あるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)</p> <p><b>第36条の4</b> 市長は、当分の間、第87条の2の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を課税免除する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p><b>第36条の4の2</b> 市長は、当分の間、第87条の8の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p> <p><b>第36条の5</b> 第87条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p><b>第36条の6</b> 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第</p>

改正後	改正前									
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p><b>第37条の2</b> 1～2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略 (2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p><b>第36条の7</b> 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第87条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="831 595 1417 741"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第87条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p><b>第37条の2</b> 1～2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略 (2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								

改正後	改正前
<p>(3)～(5) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p><b>第38条</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、<u>附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、<u>附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><b>第39条</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、<u>附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2</p>	<p>(3)～(5) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p><b>第38条</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、<u>附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、<u>附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><b>第39条</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、<u>附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の</p>

改正後	改正前
<p>第1項前段、第24条、第24条の2第1項、<u>附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><b>第42条</b></p> <p>1～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、<u>附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、<u>附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><b>第43条</b></p> <p>1 略</p>	<p>所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、<u>附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><b>第42条</b></p> <p>1～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、<u>附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、<u>附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><b>第43条</b></p> <p>1 略</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p><b>第49条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第1項の</p>	<p><b>第49条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得</p>

改正後	改正前
<p>規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>
<p>(3)～(5) 略</p>	<p>(3)～(5) 略</p>
<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p><b>第49条の2</b></p>	<p><b>第49条の2</b></p>
<p>1 略</p>	<p>1 略</p>
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第8条第1項及び第8条の3第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第8条第1項及び第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>
<p>(3)～(5) 略</p>	<p>(3)～(5) 略</p>
<p>3～4 略</p>	<p>3～4 略</p>
<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第8条第1項及び第8条の3第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第8条第1項及び第</p>	<p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに</p>

改正後	改正前
<p>8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>附則第8条第1項、<u>第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>
(3)～(5) 略	(3)～(5) 略
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
<b>第49条の3</b>	<b>第49条の3</b>
1 略	1 略
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 略	(1) 略
(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第8条第1項及び <u>第8条の3第1項</u> の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第8条第1項及び <u>第8条の3第1項</u> 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第8条第1項、 <u>第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項</u> の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第8条第1項、 <u>第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項</u> 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)～(5) 略	(3)～(5) 略
3～4 略	3～4 略
5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 略	(1) 略
(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第8条第1項及び <u>第8条</u>	(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第8条第1項、 <u>第8条の</u>

改正後	改正前
<p>の3第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第8条第1項及び第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p>	<p>3第1項及び第8条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第8条第1項、<u>第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p>

(門真市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第2条** 門真市税条例等の一部を改正する条例（平成26年門真市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
<p><b>第6条</b> 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る門真市税条例第89条及び附則第36条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 10px auto; text-align: center;">略</div>	<p><b>第6条</b> 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の<u>種別割</u>に係る門真市税条例第89条及び附則第36条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 10px auto; text-align: center;">略</div>

**附 則**

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

**第2条** 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の門真市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定

資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

**第3条** 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

**第4条** 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

## 承認第7号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月19日 提出

門真市長 宮本 一孝

### 記

旧門真市立北小学校解体工事請負契約の一部変更について

## 専決第7号

### 旧門真市立北小学校解体工事請負契約の一部変更について

旧門真市立北小学校解体工事請負契約の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和8年4月27日 専決

門真市長 宮本 一孝

### 記

令和7年3月21日門真市議会第1回定例会において議決され、同年6月23日門真市議会第2回定例会において契約金額の変更の議決のあった旧門真市立北小学校解体工事請負契約について、契約金額「383,941,800円」を「466,408,800円」に改める。

## 参考資料

- 1 工 事 名 旧門真市立北小学校解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 380,420,700円
- 4 契約の相手方 大阪市淀川区宮原四丁目1番45号 新大阪八千代ビル5階  
J号室  
株式会社前田産業大阪支店  
大阪支店長 川畑 一彦
- 5 完成期限 令和8年6月30日

令和7年3月21日 原案可決

令和7年6月23日 一部変更可決（契約金額383,941,800円に変更）

## 議案第33号

### 固定資産評価員の選任について

次の者を本市固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月19日 提出

門真市長 宮本 一孝

#### 記

1 住 所 

1 氏 名 よし だ しん じ  
吉 田 真 治

1 生 年 月 日 

#### 提案理由

本市固定資産評価員下治正和に替えて、新たに固定資産評価員を選任するため、本案を提出するものである。

参考資料

学 歴

1 [Redacted] [Redacted]

職 歴

- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]